

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 軽石義則

- 1 日時
平成31年2月27日（水曜日）
午前10時開会、午前11時9分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
軽石義則委員長、川村伸浩副委員長、田村誠委員、関根敏伸委員、佐藤ケイ子委員、千葉伝委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員、樋下正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
上野担当書記、小志戸前担当書記、藤原併任書記、橋場併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
高橋秘書広報室長、上和野副室長兼首席調査監、千葉首席調査監、藤澤秘書課総括課長、佐々木広聴広報課総括課長
 - (2) 総務部
佐藤企画理事兼総務部長、熊谷副部長兼総務室長、佐々木総合防災室長、山崎参事兼管財課総括課長、松村特命参事兼行政経営課長、今入札課長、佐藤人事課総括課長、臼井財政課総括課長、松本法務学事課総括課長、横道税務課総括課長、西島防災危機管理監、栗澤防災消防課長、中野総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
白水政策地域部長、鈴木理事兼副部長兼地域振興室長兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室長、佐々木理事兼科学I L C推進室長、小野副部長兼政策推進室長、伊勢参事兼調査統計課総括課長、小野寺参事兼三陸防災復興プロジェクト2019推進室総括プロジェクト推進監、押切国際室長、箱石交通政策室長、岩渕政策監、竹澤評価課長、滝山調整監、小原市町村課総括課長、藤田情報政策課総括課長、菅原地域振興監、渡辺地域交通課長
 - (4) 復興局

佐々木復興局長、千葉技監兼副局長、森副局長、佐々木復興推進課総括課長、
和村まちづくり再生課総括課長、小原産業再生課総括課長、
工藤生活再建課総括課長

(5) 出納局

高橋会計管理者兼出納局長、山梨会計指導監

(6) 人事委員会

菊池人事委員会事務局長、蛇口参事兼職員課総括課長

(7) 監査委員事務局

熊谷監査委員事務局長、千葉監査第一課総括課長

(8) 警察本部

高石警務部長、吉田参事官兼警務課長、中村参事兼会計課長、
小田島参事官兼生活安全企画課長、阿部参事官兼交通企画課長

(9) 議会事務局

千田議会事務局次長、小倉参事兼総務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第80号 平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

歳出 第1款 議会費

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第5項 選挙費

第6項 防災費

第7項 統計調査費

第9項 人事委員会費

第10項 監査委員費

第3款 民生費

第5項 災害救助費中 復興局関係

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費

第12款 公債費

第13款 諸支出金

第2条第2表中

第2款 総務費

第1項 総務管理費

第2項 企画費

第3項 徴税費

第4項 地域振興費

第6項 防災費

第3款 民生費

第5項 災害救助費

第9款 警察費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費

第4条

- イ 議案第87号 平成30年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- ウ 議案第88号 平成30年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）
- エ 議案第99号 盛岡地区合同庁舎耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を
求めることについて
- オ 議案第110号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定
めることに関し議決を求めることについて
- カ 議案第112号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定
めることに関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○**軽石義則委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

それでは、議案の審査を行います。初めに、議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域振興費、第5項選挙費、第6項防災費、第7項統計調査費、第9項人事委員会費、第10項監査委員費、第3款民生費のうち復興局関係、第9款警察費、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費、第1項総務管理費、第2項企画費、第3項徴税費、第4項地域

振興費、第6項防災費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、第11款災害復旧費、第1項庁舎等施設災害復旧費及び第4条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○白井財政課総括課長 議案第80号平成30年度岩手県一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

議案（その3）の1ページをお開き願います。今回の補正は、国の補正予算に対応して、災害復旧や防災、減災事業などの予算を措置したほか、県税等歳入の最終見込みや事業費の確定に伴う所要の整理等を行おうとするものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ92億9,188万9,000円を減額し、補正後現計を9,682億3,526万1,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから10ページの第1表のとおりですが、これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

次に、第2条繰越明許費は第2表、第3条債務負担行為は第3表、第4条地方債については第4表のとおりでございますが、順次御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち、当委員会所管に係るものは、2款総務費の1項総務管理費から、次の12ページ、6項防災費及び3款民生費の5項災害救助費と、20ページから21ページ、9款警察費、また21ページからの11款災害復旧費のうち1項庁舎等施設災害復旧費でありまして、事業執行に不測の日数を要したものなど、合わせて22事業を追加しているものでございます。

続きまして、24ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正につきましては、追加、変更とも当委員会所管に係るものはございません。

次に、27ページをお開き願います。第4表地方債補正につきましては、庁内保育施設整備など6件を追加しようとするものであり、28ページ、県庁舎管理など20件について起債の限度額を変更しようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。1款県税のうち1項県民税につきましては、個人県民税所得割や配当割、株式等譲渡所得割が見込みを下回ったことにより、1億8,400万円の減となっております。

5ページ、2項事業税につきましては、法人事業税の申告額が見込みを上回ったことにより7億3,300万円の増となっております。

6ページ、3項地方消費税につきましては、本県への消費税納付額が見込みを上回ったことにより6億6,600万円の増となっております。

7ページ、4項不動産取得税につきましては、病院等の大規模建築の増加により3億5,900万円の増となっております。

8 ページ、5 項県たばこ税は 300 万円の増、9 ページ、6 項ゴルフ場利用税は 900 万円の減、10 ページ、7 項自動車取得税は、自動車販売実績が見込みを上回ったため 1 億 300 万円の増となっております。

11 ページ、8 項軽油引取税は、引き取り数量が見込みを下回ったことにより 2 億 5,400 万円の減、12 ページ、9 項自動車税は、普通乗用車の課税台数が見込みを上回ったことにより 1 億 2,900 万円の増、13 ページ、11 項狩猟税は 100 万円の増、14 ページ、12 項産業廃棄物税は 1,000 万円増となっているものでございます。

15 ページ、2 款地方消費税清算金は、都道府県間の調整によるものでありますが、2 億 6,200 万円の減となっております。

16 ページ、3 款地方譲与税の 1 項地方法人特別譲与税は、全国の地方法人特別税の税収が増加したことにより 5 億 6,000 万円の増、17 ページ、2 項地方揮発油譲与税は 1 億 300 万円の増、18 ページ、3 項石油ガス譲与税は 200 万円の減となっております。

19 ページ、4 款地方特例交付金につきましては 1,654 万 1,000 円の増となっております。

20 ページ、5 款地方交付税につきましては、震災復興特別交付税の整理などにより 82 億 6,311 万 3,000 円の減となっております。

21 ページ、6 款交通安全対策特別交付金につきましては 5,353 万円の減となっております。

22 ページ、7 款分担金及び負担金は、それぞれ事業費の確定に伴う整理等であります。まず、1 項分担金につきましては 4 億 1,379 万 5,000 円の増、23 ページ、2 項負担金につきましては、1 目民生費負担金から、24 ページ、5 目災害復旧費負担金まで、合計 7 億 352 万 9,000 円の増となっております。

25 ページ、8 款使用料及び手数料は、最終的な収入見込みにより、それぞれ整理を行ったものでありまして、1 項使用料につきましては、1 目総務使用料から、27 ページにございます 9 目教育使用料まで、合計は 28 ページにございます 3 億 1,064 万 6,000 円の減となっております。

29 ページ、2 項手数料につきましては、1 目総務手数料から、32 ページの 9 目教育手数料まで、合計 515 万円の増となっております。

33 ページ、9 款国庫支出金は、事業費の確定による整理等でありまして、1 項国庫負担金につきましては、1 目総務費負担金から、35 ページになります 7 目災害復旧費負担金まで、合計 27 億 2,073 万 5,000 円の減となっております。

36 ページ、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費補助金から、46 ページまで飛びます、11 目開発指定事業高率補助精算金まで、経営体育成基盤整備事業の増等により、合計は 47 ページにございます 82 億 8,782 万円の増となっております。

48 ページ、3 項委託金につきましては、1 目総務費委託金から、50 ページになります 7 目教育費委託金まで、合計は 4 億 4,413 万 3,000 円の減となっております。

51 ページ、10 款財産収入、1 項財産運用収入につきましては、財産貸付や預金利子等の

実績による整理であり、合計 599 万 7,000 円の増となっております。

52 ページ、2 項財産売却収入につきましては、不動産の売り払い実績による整理等であり、1 目不動産売却収入から、53 ページ、5 目償還金まで、合計は 1 億 4,766 万 8,000 円の増となっております。

54 ページ、11 款寄附金につきましては、岩泉線の廃止に伴う道路改良事業への寄附など、合計 21 億 2,899 万 3,000 円の増となっております。

55 ページ、12 款繰入金のうち、1 項特別会計繰入金につきましては、各繰入金の整理を行うものでありまして、合計 7,205 万 7,000 円の減となっております。

56 ページ、2 項基金繰入金につきましては、活用事業の実績に伴う整理などを行うものでありまして、55 億 8,025 万 6,000 円の減となっております。

次に 57 ページ、13 款繰越金につきましては、平成 29 年度決算において生じた繰越金について、45 億 4,551 万円を計上するものであります。

58 ページ、14 款諸収入のうち、1 項延滞金、加算金及び過料等につきましては、県税収入に係る延滞金や加算金等の整理でありまして、合計 2,663 万 9,000 円の減となっております。

59 ページ、2 項預金利子につきましては 45 万 5,000 円の増、60 ページ、3 項公営企業貸付金元利収入につきましては 9 億 9,990 万円の減、61 ページ、4 項貸付金元利収入につきましては、中小企業東日本大震災復興資金貸付金に係るものなど、合計 128 億 8,646 万 2,000 円の減となっております。

62 ページ、5 項受託事業収入につきましては、事業費の整理など、合計 16 億 3,023 万 5,000 円の減となっており、63 ページ、6 項収益事業収入につきましては、宝くじ販売収益金について 5 億 5,585 万 3,000 円の減となっております。

64 ページ、7 項利子割精算金収入につきましては 1,000 円の減でございます。

65 ページ、8 項雑入につきましては、1 目滞納処分費から 4 目雑入まで、補正額の合計は、70 ページでございます、1 億 2,619 万 4,000 円の減となっております。

71 ページ、15 款県債につきましては、1 目総務債から、73 ページ、10 目臨時財政対策債まで、合計 61 億 6,640 万 7,000 円の増となっております。

なお、県債残高につきましては、233 ページでございます、地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書をお開き願います。事業区分ごとの説明は省略させていただきます。

234 ページをお開きいただきまして、上から 5 行目の計欄をごらんいただければと思います。中ほどになります右から 7 列目のところ、今回の補正での起債額の増は、61 億 6,640 万 7,000 円、その右の元金償還見込額の増 7,244 万 1,000 円により、補正後の起債見込額は右から 3 列目、950 億 5,354 万円、元金償還見込額は、右から 2 列目 978 億 8,283 万 7,000 円で、30 年度末現在高見込額は、一番右の欄、1 兆 2,848 億 6,837 万 1,000 円となるものでございます。

74 ページにお戻り願います。ここから当委員会所管の歳出について御説明いたします。

1 款議会費、1 項議会費につきましては、1 目議会費、2 目事務局費及び 75 ページにございます、3 目議員会館費とも、所要額の確定等に伴う整理であり、合計 4,682 万 6,000 円の減額となっております。

76 ページ、2 款総務費の主な内容について御説明申し上げます。1 項総務管理費につきましては、78 ページ、4 目財政管理費の県債管理基金への積立金の増などにより、合計は 80 ページにございます、56 億 9,439 万 5,000 円の増となっております。

81 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費の東日本大震災復興交付金基金への積立金の増などにより、合計は 83 ページにございますが、25 億 4,589 万 8,000 円の増額となっております。

84 ページ、3 項徴税费につきましては、2 目賦課徴收費の軽油引取税特別徴収交付金の減などにより、合計は 85 ページ、1 億 3,827 万 3,000 円の減額となっております。

86 ページ、4 項地域振興費につきましては、87 ページ、2 目市町村振興費の市町村振興宝くじ交付金の減などにより、合計は 88 ページ、4 億 1,571 万 2,000 円の減額となっております。

次に、89 ページ、5 項選挙費につきましては、1 目選挙管理委員会費の実績減などにより、合計は 913 万 9,000 円の減額となっております。

次に、90 ページをお開き願います。6 項防災費についてであります、1 目防災総務費の航空消防防災体制強化推進事業費の増などにより、合計は、91 ページ、3,647 万 2,000 円の増額となっております。

92 ページ、7 項統計調査費につきましては、国庫委託事務の確定に伴うものであり、合計は 93 ページ、5,112 万 1,000 円の減額となっております。

少し飛びまして、97 ページをお開き願います。9 項人事委員会費につきましては、執行見込みを踏まえた整理でありまして、合計は 98 ページ、366 万 8,000 円の減額となっております。

99 ページ、10 項監査委員費につきましても、同様に執行見込みを踏まえた整理でありまして、合計 958 万 3,000 円の減額となっております。

次に、少し飛びまして、113 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費のうち、当委員会の所管は説明欄にございます復興局関係でございます。応急仮設住宅に係る救助費や災害援護資金貸付金の減などにより、合計は 114 ページ、18 億 4,380 万 4,000 円の減となっております。

次に、また飛びまして 180 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費であります、1 目公安委員会費から、182 ページの 6 目恩給及び退職年金費まで、各経費の執行見込みを踏まえた整理等でございます、合計は 3 億 3,386 万 3,000 円の減となっております。

183 ページ、2 項警察活動費であります、1 目一般警察活動費から、次のページの 3

目交通指導取締費まで、交通安全施設整備費など各経費の執行見込みを踏まえた整理等でございまして、合計4,573万6,000円の減となっております。

また、少し飛びます、204ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項庁舎等施設災害復旧費につきましては、東日本大震災津波により被災した警察施設の復旧事業費の整理等でありまして、860万2,000円の減額となっております。

213ページをお開き願います。12款公債費につきましては、合計4億5,639万5,000円の減となっております。

次のページ、214ページでございます。13款諸支出金の主な内容について御説明申し上げます。2項公営企業出資金につきましては、県立病院等事業会計出資金の減により39万8,000円の減、215ページ、3項公営企業負担金につきましては、県立病院等事業会計負担金の増等により4億9,171万9,000円の増、216ページ、4項地方消費税清算金につきましては、都道府県間の調整に係るものであります。3億2,718万6,000円の増、217ページ、5項利子割交付金につきましては、税収の最終見込みによる市町村への交付金の整理であり、917万4,000円の減となっております。

218ページ、6項配当割交付金以降も税収の最終見込みを踏まえての整理でありまして、8,470万9,000円の減、219ページ、7項株式等譲渡所得割交付金は9,416万2,000円の減、220ページ、8項地方消費税交付金は1億2,917万5,000円の減、221ページ、9項ゴルフ場利用税交付金は674万5,000円の減、222ページ、10項自動車取得税交付金につきましては1億1,340万1,000円の増、223ページ、11項利子割精算金は121万3,000円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**飯澤匡委員** 企画総務費について、昨日も議論になりましたけれども、東日本大震災津波伝承館の整備事業費については、今回の予算措置でほぼ確定ということでしょうか。これからもまたいろいろな議論が出てくると思います。その点について、まず確認をしたいと思います。

○**和村まちづくり再生課総括課長** 東日本大震災津波伝承館につきましては、今回の予算で年内には完了します。

○**飯澤匡委員** 我が会派では、利用料金、入場料について、以前にもいろいろと議論をしたところですが、今でもその運用に関しては無料ということでしょうか。

○**和村まちづくり再生課総括課長** 昨年12月の東日本大震災津波復興特別委員会で議論もしておりますけれども、その議論も踏まえた上で再検討いたしまして、無料ということで提案しております。

○**飯澤匡委員** それでは、蒸し返しているようですが、その根拠等についても一度明確に答えていただきたいと思います。メリット、デメリットも考察されたと思いますので、その点について、デメリットの分はどういうふうに考察されたのか、この点もあわせて教

えていただきます。

○和村まちづくり再生課総括課長 東日本大震災津波伝承館の利用料につきましては、デメリットとしましては、確かに施設管理費に県費を充ててしまったと。あと入館料を無料にすることによりまして、見学する方の中には真剣に見ない人がいるのではないかというお話もございました。その一方といたしまして、やはり多くの方に見てもらふこと、それによりまして、防災に無関心な方も、防災について関心を持っていただきたい、それで入場料を無料ということにしております。

○飯澤匡委員 なかなか私は説得力が乏しいと思います。それでは、敷地内の駐車場のスペース、大型何台、普通乗用車何台ぐらいを想定して、このスペースを確保しているのか。その点についてお知らせください。

○和村まちづくり再生課総括課長 東日本大震災津波伝承館には、道の駅の向かい、正面につきましては500台程度の駐車場を用意しております。その他の公園内につきましては、全部合わせると1,000台程度と考えていました。大型、小型につきましては資料がございません。

○飯澤匡委員 私は、この料金を取らないということに対しては、先ほど御指摘があったように、ただ素通りするという可能性も十分あると思うのです。これは、議会との議論も勘案した上とそういうふうにお聞きをしましたけれども、その運用に関しては最終的には、もうこれが最終案だということによろしいのですか。無料だということ。

○和村まちづくり再生課総括課長 いろいろと議論を重ねてきた結論といたしまして、今回最終案としまして、入場料を無料としております。

○飯澤匡委員 昨日も議論がありましたけれども、阪神・淡路大震災の類似の防災に関する博物館と昨日話があった新潟県中越地震のもの、それはどのようにしているか教えてください。

○和村まちづくり再生課総括課長 阪神・淡路大震災の兵庫県にございます人と防災未来センターにつきましては入場料を取っておりますが、高校生以下は無料としておりますし、毎月17日は無料としているようでございます。あと、新潟県中越地震の施設につきましては、全館無料となっております。

○飯澤匡委員 これは、一旦無料にしてしまって、それからまた入場料を取るということになってしまうのは、無料が有料になるということですから、なかなか大変なことになるわけです。

それから、もう一つ、やはり多くの方々に見てもらいたいと思うのですが、見る側にしてもやはり対価を払って見る姿勢と、ただ素通りして見る姿勢というは、明らかに私は違うと思います。関西でのそのような考え方というのは、何らかの根拠があってやっていると思いますし、これは今もう最終案だということですから、くぎを刺しておきたいと思えます。ただ単にトイレに入って、ただ素通りして入っていくようなことも十分考えられるわけですから。

よく私たちもいろいろな全国視察に行きますが、このような災害関係、防災関係の施設についても、しっかり料金を取って、その趣旨も明らかにするということが、逆に東日本大震災津波伝承館としての価値を高めることにもなるのではないかと思います。何でもそうですけども、無料というのは、これほど恐ろしいものはないのです。これから運用についても、さらに検討するという事は議論の余地がないわけですから。

昨日の質疑の中では、アクセスの問題もありました。それから、まだ責任者も決まっていないと。結構館長の意向によって、どのような展示物にするかだったり、それから趣旨、目的がいろいろ変わってくるわけです。私の地元にも文化記念館がありますが、館長の意向によってすっかり変わります。ですから、そこら辺も、ただ単に災害の経過であるとか、今後の未来についてということではなくて、もう少し奥深く考えていく。そのためには、ある程度のお金がかかるということ、私はそういう考え方が普通だろうと思うのですが、その点についてどういうふうに考えていたのか、考察をしたのか。これは局長にお伺いします。

○佐々木復興局長 東日本大震災津波伝承館につきましては、委員おっしゃるとおり、学びの意識を持って来館される方も当然いらっしゃると思います。また、この施設が、道の駅の中に入ることでもありますので、道の駅に休憩とか飲食、買い物等で立ち寄った方が、若干時間があるということで、こちらの伝承館のほうにも入る方もいらっしゃるのではないかと思います。

我々といましては、国内外から多くの支援を受けて復興しております中で、東日本大震災津波の事実に基づいた教訓等を広く内外に発信し、また未来に伝承していくということで、できるだけ多くの方に見ていただきたいと思っておりますので、そういったことで無料ということで考えております。

展示内容につきましては、いろいろこの検討に当たって、6名の委員から成る有識者の委員会を開催し、内容を詰めていたところであります。現在も具体の展示内容について、委員長、副委員長を初め、いろいろ御意見をいただきながら詰めており、また委員以外のアドバイザーの方からもいろいろ御提案を賜って、中身を詰めながら、今展示制作をしているところであります。

○飯澤匡委員 ランニングコストについては、今後この東日本大震災津波伝承館というのはずっと見てもらいたいということなのですが、ここは県でずっと維持されるのですよね。それは年間大体どれぐらいを見込んでいるのか。この点について、最後確認をさせていただきます。

○和村まちづくり再生課総括課長 東日本大震災津波伝承館の年間の管理運営費につきましては、1億3,000万円程度と見込んでおります。

○飯澤匡委員 年間。

○和村まちづくり再生課総括課長 年間です。

○白井財政課総括課長 1点補足でございます。東日本大震災津波伝承館整備事業費につ

きましては、今回の補正で今年度分の事業費は確定しておりますけれども、整備に当たりましては、来年度の当初予算案にも計上しておりますので、それとあわせて来年度の整備に向けて事業費を確定させるというものでございますので、補足をさせていただきます。

あと2月補正のみをもって確定するというものではございません。当初案とあわせてということでございます。

○飯澤匡委員 さっきの答弁とは違うじゃないですか。今回で確定ですかと言ったら、そうだとしたから、訂正してください。

○和村まちづくり再生課総括課長 今年度の補正と来年度の当初予算をもって完了となります。先ほどの説明について、訂正させていただきます。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第87号平成30年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○白井財政課総括課長 議案第87号平成30年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案（その3）、49ページをお開き願います。平成30年度岩手県公債管理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,537万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,673億3,828万6,000円としようとするものであります。補正内容につきまして、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の282ページをお開き願います。まず、歳入であります。1款財産収入、1項財産運用収入は、県債管理基金の運用利子でありまして、78万円の減額でございます。

283ページ、2款繰入金、1項一般会計繰入金は、一般会計の公債費からの繰入金でありまして、4億2,459万4,000円の減でございます。

次に284ページ、歳出でございます。1款公債費の補正の主なものは、県債償還利子の減などによるものでありまして、合計4億2,537万4,000円の減となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 88 号平成 30 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山梨会計指導監** 議案第 88 号平成 30 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 52 ページをお開き願います。平成 30 年度岩手県証紙収入整理特別会計の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,275 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40 億 3,670 万 3,000 円としようとするものであります。補正内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

予算に関する説明書の 287 ページをお開き願います。まず、歳入であります。2 款証紙収入、1 項証紙収入は、1 目県税及び 2 目使用料及び手数料を合わせまして 7,269 万円余を増額しようとするものであります。

次に、288 ページをごらんください。2 款繰越金、1 項繰越金は 7,005 万円余を増額しようとするものであります。これは、前年度繰越金の確定に伴うものであります。

次に、289 ページをごらんください。歳出についてでございます。1 款繰出金、1 項一般会計繰出金であります。これは県税、使用料及び手数料に係る証紙収入を一般会計に繰り出しするものであり、今年度の歳入の見込みに合わせて、1 目県税及び 2 目使用料及び手数料を合わせまして、1 億 4,275 万円余を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 99 号盛岡地区合同庁舎耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**山崎参事兼管財課総括課長** 議案第 99 号盛岡地区合同庁舎耐震改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案は、議案書（その 4）の 1 ページでございますけれども、内容につきましては、お手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらんいただきます。工事名は盛岡地区合同庁舎耐震改修工事、工事場所は盛岡市内丸地内、契約金額は 11 億 7,720 万円、請負者は株式会社高光建設・千田工業株式会社特定共同企業体であります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、盛岡地区合同庁舎において耐震改修を行うものであります。下段の図 1 に示すような鉄骨ブレースの設置や、既存コンクリートの壁の増打ちなどにより建物を補強し、建築基準法で求められる強度を確保しようとするものであります。

3 ページには入札結果説明書、4 ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 110 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**横道税務課総括課長** 議案第 110 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 4）の 12 ページをお開き願います。議案の事件でございますが、大船渡市大船渡町字野々田 23 番地 10、五十鈴運輸株式会社を相手方とするものでございます。損害賠償の額は 20 万 6,496 円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものでございます。

損害賠償の原因でございますが、平成 30 年 10 月 17 日、下閉伊郡山田町船越地内の道路において、県の職員が軽油引取税に係る調査をするため、五十鈴運輸株式会社使用の貨物自動車から軽油を抜き取ろうとした際、誤って尿素水タンクから尿素水を抜き取り、その後尿素水タンクに返還用の軽油を投入したことにより、尿素水、尿素水タンク等の交換の経費の負担を生じさせたことによるものであります。

以上の事件について和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**樋下正信委員** ただいまの説明を聞きまして、尿素水を抜き取って軽油を入れたのですよね。抜き取ったものを戻すのではないのですか、普通は。それともう一つ、タンクの交換とありますよね。中身を交換すればいいのではないのですか、入れかえれば。

○**横道税務課総括課長** 軽油の抜き取りにつきましては、抜き取った軽油を検査する都合がございまして、その検査、返還の時間の効率化と、それから検査するときに医薬品を入れることもございますので、返還用の軽油をあらかじめ用意しておりまして、それを返還する。それで採取した軽油については、検査のほうに回すということであります。それで、採取する方が採取したときに、返還用の軽油もその時点で返還するという手順になっております。

それから、タンクの交換につきましては、タンクにセンサーとかいろいろ装置がついておりまして、それを交換しなければ、そのまま使用に支障が生じるという事業者からの説明がございまして、それでタンクの中の掃除ではなくて、タンクそのものを交換したということでございます。

○**樋下正信委員** 抜き取った軽油は、その場での検査にはならないのですか。検査をする場所はどこか違うところで検査をするということですか。

○**横道税務課総括課長** その場で検査をいたしますけれども、さらに詳しい検査が必要になれば専門機関に送付をして、さらなる検査をすることもございますが、ほとんどの場合は、その場に検査係が行って、その場で検査をするやり方をとっております。

○**樋下正信委員** 尿素水を間違えて抜いたわけですよ。そうすると検査の時点で、すぐわからないのでしょうか、その軽油と尿素水の違いというのが。わかりそうな気がするのだけれども、においとかね。

○**横道税務課総括課長** おっしゃるとおりでございます。尿素水は無色透明で、軽油を見なれている職員であれば、抜き取ったときにわかるといえばわかります。ところが、抜き取りに使用するポンプと申しますか、そういったものが完全に透明というわけでもございませんので、すぐにわからなかったということがございます。当日抜き取り係に従事した職員が、税務職員ではございましたけれども、軽油引取税を担当したことがなかったことがございまして、すぐには気がつかなかったものでございます。検査の係のほうに回したときに、これは尿素水ではないかということで、ドライバーの方と確認をいたしまして、そこで事後対応したことでございます。

○**樋下正信委員** そのドライバーは立ち会わないのですか。

○**横道税務課総括課長** 立ち会うということで、基本的にはやっておりましたけれども、この事案では、ドライバーが了解されたために、運転席側からは交渉記録係ということで、どちらの給油所で給油されたのですかとか、そういう質問をしたりする係が対応しております。ちょうど運転席側と対角線の見えないところで尿素水のタンクがあったために、この一連の行為と申しますか事案が、ドライバーの見えない、視界から外れたところで発生してしまったという状態でございます。

○**樋下正信委員** お粗末だと思います。

○**飯澤匡委員** この事案は、単なる間違いでは済まされません。何で尿素水を取ったのですか。軽油の検査ではないのですか。尿素水をなぜ取ったのですか。

○**横道税務課総括課長** 担当した係員が、これは尿素水のタンクだと思わないで、燃料タンクだという誤認をして、あけて採取したということでございまして、抜き取る際には、これが軽油だと思って抜き取ってしまったということでございます。

○**飯澤匡委員** あり得ないでしょう、そんなの。考えられないですよ。だって軽油は油のおいがしますよね。そして、もう一度、今度は尿素水タンクに返還用の軽油を投入したと。さらに間違いを繰り返している。だって、1回尿素水を取って軽油だと勘違いしたと。ここがまず最大の間違いだったし、おかしいと思わないのか。それで、さらにそれを確認しないで返還用の軽油を入れたと。何をやっているのですか、これ。幾ら税務職員でわからないと申すって、これははっきり言って、検査をするという主体としての責任がないです。これについては、反省の弁というのが全然出てこないけれども、どういうことなのか。

○**横道税務課総括課長** 今回の事態、大変残念な事態でございます。また、被害者の法人、また関係の皆様にお迷惑をおかけしたと思っております。この事案が発生いたしまして、ただちに県税公署で情報共有いたしまして、それからマニュアルの再点検や、調査に当たりますとは、メンバーで事前にミーティングもいたしますけれども、そのミーティングの持ち方、そういったものを振り返って見直しをいたしまして、再発防止に努めているところでございます。

○**飯澤匡委員** 税務課というのは、要は税金がしっかり納められているかどうかというこ

とをチェックするわけですよね。これは、単なる営業妨害でしかないわけです。単なる瑕疵で済まされないですよね。税金を徴収する係の人が、こんな初歩的な間違いをして、そして和解ということにして済ますと。これは単なる事案ですから、これはこれで解決することによって一旦なるのだけれども、その本質的な、これ非常に根深いものがあります、この検査体制については。大体にして、軽油か尿素水かわからないなんて、そんなばかな話がありますか。大体おいを嗅ぎますよね。あけたときに、これちょっと違うなど。そんなこともわからないで検査をするのですか、岩手県は。どうなのですか。

○**横道税務課総括課長** 今回の事案の最大の問題点は、事前に調査チームでミーティングをしました際に、尿素水タンクと燃料タンクの違いがわからないということを想像できなかったところでした。当然軽油の燃料タンクは、ここにあるこういうもので、大きさとか、そういったものでわかるだろうということで、その違いをあらかじめ研修しなかったところが盲点になったと思っております。そういったところを改めて県税公署の職員に周知いたしまして、また県庁でも研修会を開催いたしますけれども、これに限らず一事が万事でございますので、ほかのいろいろな対応についても教訓として考えていきたいと思っております。

○**飯澤匡委員** 今のはおかしいですよ。盲点でも何でも無い、基本的なことではないですか。こういう方々が税の調査を、徴収をする係ににいるということは、私は信じがたいです。仮に僕がそこでドライバーでいたら、どなり散らしますよ。

和解の協議については、どのような形で当該者とお話をしたのか、その件についてもお知らせ願います。

○**横道税務課総括課長** 沿岸広域振興局の県税室で発生した事案でございまして、その所属長が大船渡市にある被害法人に赴きまして、早速謝罪し、交換等の手順とか、そういったものも確認いたしまして、その後、県として損害賠償することになりますので、事務的な手順についても説明をして、書類などを法人の事務所にお伺いして頂戴したというふうな対応をしております。

○**飯澤匡委員** いずれあつてはならない事案です。とにかくこの事案に限らず農業大学校の件も、あれもとても信じられないのです。あれで出荷する牛乳をペアにってしまったわけだから。どうもコンプライアンスとか、基本的な職員の教育がどうなっているのだと思います。大体にして、油の検査をして、油のにおいがするというのは確認して、これは間違いだなど、これは別なタンクだなというのは普通ではないですか。皆さんはそう思わないですか。

だから、マニュアルだとかそれ以前に自分が何のために調査をするか。逆にマニュアルに頼り過ぎて、こういう間違いを起こしているのではないかと思います。要は、仕事のための仕事、何をもってその税務課がこれをやらなければならないかということについても、その目的意識を私は失っているのではないかと思います。

この運送業者については、時折県のほうで検査をしますから、しっかり協力をして、ト

ラック協会などでもやるということは確認をしています。拒否することはなかなかできませんが、一定程度の時間を費やして、それに協力をするという形ですから。協力するどころか、損害を与えるという、これに対しては県に対する信頼も失うことになります。

県税徴収についても、別の案件があったときに、こんなくだらないことをやっているのであれば協力できるかと、こういうような話になるのです。これは、氷山の一角に、ただの和解案件として片づけないで、県庁の中の、これも時代なのかなと思うのだけれども、しっかりそこら辺はやっていかなければだめだと思うのですが、その原因について総務部長、答弁をお願いします。

○佐藤企画理事兼総務部長 今回の和解議案の内容についてでございますが、今お二人の委員から御指摘がありました。県税の徴収業務に携わる、私も徴税吏員となっております。こんなことが二度と起こらないように徹底してまいりたいと思いますし、ほかにも賠償事案等が発生しております。職員は業務にかかわる姿勢であるとか、その内容、そういったものをしっかり確認、認識した上で、その徴収業務等に臨むということは当然であります。しかも、今回の事案の起きた際、私も第一報を受けたときには非常に耳を疑ったといえますか、そういうことが普通起こるのかなという思いを持ちました。

ただ、先ほど税務課総括課長からも説明があったところでありまして、余りにもマニュアルに頼り過ぎた部分が御指摘のとおりあったと思います。いわゆる分担をしてドライバーにヒアリングをする担当者が運転席のほうでヒアリングをする、それから抜き取る作業をする者をその反対側のほうで確認をしないで尿素タンクから尿素を取ってしまっ、今度はそれを補充するための軽油を早くも入れてしまったと。そういうある意味では流れ作業的なところに陥っていたというようなこともあったようでございます。

ただ、その後、そこに軽油を入れてはいかぬということにドライバーが気づいて、しかもこの業者の新しい車でありましたので、事の重大性から、ただちに納入したディーラーのほうに確認をして、車を動かさないで、そこに行って確認をしてもらったと。その上で、どう対応していいかというところを確認していただいて、そしてやはり尿素タンクに軽油が混入すると、さまざまな機器にも影響が及ぶようなことも想定されるということで、そこは本社のほうと連絡をとり合いながら適切な対応をとるよという事で慎重に対応してきたところでございます。

そういった形で、こういう提案をしなければならぬところは、本当に大変申しわけなく、私のほうからもおわび申し上げますし、全庁的なコンプライアンスとか、業務に対する姿勢、これについては改めて徹底してまいりたいと思います。本当に大変申しわけございませんでした。

○軽石義則委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○軽石義則委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 112 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**工藤生活再建課総括課長** 議案第 112 号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 4）の 14 ページをお開き願います。あわせて、お手元に配付しております資料をごらん願います。

提案の趣旨であります。平成 30 年 10 月 7 日、釜石市及び上閉伊郡大槌町に設置している応急仮設住宅の部材が強風により飛散し衝突したことにより、釜石市平田第 6 仮設団地及び大槌町大槌第 5 仮設団地の敷地内に駐車中の車両並びに大槌町小槌第 13 仮設団地に隣接する家屋が破損した被害について、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償の額を定めようとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

損害賠償の額は、被害がありました車両及び家屋の修繕に要する費用として、それぞれ議案及び資料に記載の額、合計 304 万 2,728 円とし、当事者は、ともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないことを和解の内容とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**軽石義則委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**飯澤匡委員** 連日 I L C の実現に向けて新聞記事等が出ているわけですが、きょうも経済団体の動きが出ていました。それで、3月7日が期限と、I C F A（国際将来加速器委員会）の会議までにはということですが、実際問題、この間 I L C 議員連盟等の会議があって、文部科学省の局長が I C F A の共同の会議に出席をして、日本政府のいわゆる見解を示すというふうなことも出ておりましたが、いずれその動きについて、県はどのように把握して、今の情勢分析がどうなっているのか、その点についてお伺いします。

○**佐々木理事兼科学 I L C 推進室長** I L C につきましては、2月21日に行われた超党派の国会議員連盟、それから自由民主党の I L C 連絡協議会において、文部科学省の局長が3月7日の国際会議において政府の見解を示したいというような説明があり、ここにこれまでの動きが集約されているかと思っております。この間、経済3団体による I L C に対する共同声明、あるいは地元の自治体、議会等々の要望活動、さまざま3月7日の政府見解に向けて動いております。

また、週刊誌漫画による、広く国民の理解をいただくというような活動もしております、今まさに関係者並びに I L C は必要だと思われる方々が一体となって動いているという状況かと思えます。

2月21日の会議を受けて、文部科学省から何らかの見解が示されるということもあって、本日緊急ではありますが、東北 I L C 推進協議会としても、文部科学省に対して要望活動を行っているということでもあります。政府においては、さまざま社会的な要因も含め、総合的に判断いただこうと考えております。3月7日に向けて可能な限りできることはやっていくということで、今動いております。本日の要望もそうであります。しかるべき E o I といわれる意思表示が出されるように期待しているところであります。

○**飯澤匡委員** 会議で局長がお話をするということで、考えられる選択肢は限られていると思うのですが、それで既に12月末というのが3月7日まで、I C F A の会議まで延長されて、恐らくこれ以上ヨーロッパも待てないというような期限だと私は思うのですが、その点をもう一度、その期限の重さについて確認をさせていただきたいと思えます。

よもや会議に出て、日本政府は興味がないのでやめますというふうなことは、なかなか確率的には低いだろうと思うのですが、その中で考えられるといえますか、こちらは必死になって実現に向けた活動をしているわけですから、期待感を持って待ちたいと思うのですが、今までの経過からして、文部科学省がその声明に至る選択肢というのがどういうものを想定しているのか、その点についてお伺いします。

○**佐々木理事兼科学 I L C 推進室長** 委員のおっしゃるとおり、3月7日は重い日だと捉えております。これまで、例えば昨年度予算要求をする際には、夏ごろにはというような話があったのですが、その後年末というような話が出て、昨年中はおおむね年末ということで関係者も活動しておったのですが、日本学術会議の審議が一定程度期間を要するというので、ヨーロッパサイドが、あるいは国際の関係する方々が、年末といったものを延

期していただいているという格好でもあります。

日本が、ぜひ手を挙げてやりましょうという声を待っているという状況があって、世界的な期待感が強いというところは関係者共通しているところであって、文部科学省の局長におかれましても、日本学術会議のその評価というか、そういったものは真剣に受けとめつつも、国際的な関係を勘案しながら、総合的に考えるというような発言もなされておりますので、我々とすれば I L C について広く総合的な判断をしていただくということの期待感を持って 3 月 7 日にまず臨むと。

3 月 7 日以降については、3 月 7 日にどういった形でどのような議論がなされるかといったところを十分に見きわめて、ここでやめることはなく続けていくことになろうかと思いますが、3 月 7 日の結果をしっかりと受けとめて対応していくというふうに考えています。

○飯澤匡委員 そういうことを期待しながら、我々も今日までさまざま活動してきたわけでございます。

自由民主党のこの間の会議の中でも、決議の中にもしっかりと期限が、初めて明確に 3 月 7 日までにはと記されたということも、これは意義のあることだと思っておりますし、いずれにしても最大の山場が近づいてきたということだと思っております。

私も代表質問で質問しましたが、逆に仮に政府間協議に入るということを是認するというような発言になった場合に、今後国の動向というのも非常に恐らく動きが激しくなってくると思うのですが、その点についてどのように呼応していくか。逆にこれからが大変だと思うわけです。

一関市などは N E C の跡地であるとか、そこら辺も視野に入れて動きが今も進んでいるわけです。県として、ある程度の結果を想定しつつ、市町村とこれから一体になって、この効果をどうやって図っていくのか。いずれ答弁の中でも、しっかりと進めていくというようなお話がありましたので、市町村との協議についてはどのような姿勢でいくのか、その点について最後にお聞きします。

○佐々木理事兼科学 I L C 推進室長 政府における我が国としての I L C を推進するといったそういう節目を受けて、具体的に取り組みのステージが変わるというふうに考えております。国においては、国際協議を始めるに当たって、国として、あるいは地域との関係、そこをどう整理するかということが発生してくると思っておりますので、それに的確に対応すること。そのためにも、実際に地元自治体と具体的な課題とされている部分をどうクリアしていくかを実践的な形で検討を進めながら、具体的なまきに対処法、一体的な解決、あるいは具体的に価値を高めていく、そういったことを進めていく段階に移るというふうに考えておりますので、引き続き議員各位におかれましても、さまざま御指導、御協力をいただければと思っております。

○軽石義則委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**軽石義則委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。